

旧病院跡地売却の基本条件

1 土地利用及び施設計画

跡地利用については、関係法令及びガイドライン等の遵守は基より、まちづくりの観点から、公益・公共施設等が集積する当該地域にふさわしい、周辺土地利用状況と調和した計画とすること。

特に、住宅を整備する場合においては、片山小学校、片山中学校の児童、生徒数が急激に増加することのない計画とすること。

2 道路等の配置・整備計画等

(1) 片山小学校グラウンドへの進入路（位置図①②③）について

ア 買受者は、市と協議の上、朝日が丘片山線から片山小学校グラウンドへの車両進入路等としての機能を併せ持つ、位置図①から③の部分を整備し、道路として市に移管すること。

イ 旧病院駐輪場部分（位置図①）にある片山地区公民館北側スロープ入口を確保すること。

(2) 片山地区公民館等への進入路（位置図④）について

買受者は、市と協議の上、道路として市に移管すること。

(3) 東西道路の整備について

買受者は、市と協議の上、朝日が丘片山線と片山町 31 号線を連絡する幅員 9m 以上の道路として整備し、市に移管すること。

(4) 既存の埋設管（送水管、配水管、下水道管等）について

旧病院敷地内の既存の埋設管については、24 時間 365 日ライフラインとしての機能を確保し維持管理が常時可能となるよう、買受者は市と協議の上、各埋設管の状況に配慮した開発とすること。

位置図

